

原発ゼロの社会実現のために 脱原発基本法の成立にご協力を！

予想外に総選挙が早くなりました。別紙リーフレットにありますように「脱原発基本法案」は9月に国会に提出されました。多くの方が願う脱原発を、スローガンだけではなく具体的に実現するための法案です。今度の総選挙は国会でこの法案を成立させる絶好のチャンスです。

1. 法案成立には国会議員の協力が絶対に必要です。議員へのはたらきかけにご協力ください。

ーこの取り組み抜きには、法案成立を達成することはできませんー

- ◆お住まいの選挙区やお知り合いの衆議院議員候補者に、脱原発基本法案への賛同をはたらきかけてください。
- ◆法案に賛同した衆議院議員候補者が国会での審議の過程で、一貫して脱原発基本法案を成立させる立場をとっていただくため「政策契約」を結ぶようお願いしてください。

「政策契約」は脱原発法制定全国ネットワークと国会議員が、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図り、脱原発基本法案の早期成立をめざすために、脱原発の基本姿勢と政策契約内容について、双方が合意する「契約」です。

衆議院議員候補者が脱原発法に賛同するとの回答を得られましたら、事務局までご連絡ください。

- ◆「政策契約」して下さった衆議院議員候補者には、脱原発法制定全国ネットワークのシンボルマークの「脱原発法をつくろう」のステッカー、またマークを選挙ポスターに貼るなど、意志表明に活用していただきます。全選挙区で「脱原発法をつくろう」のステッカーを貼る候補者を生み出しましょう。

候補者に賛同のお願いをする際に必要なツールとして、法案、三つ折りのリーフレット、脱原発法 Q&A、政策契約書を用意しました。ホームページからもダウンロードできますが、ご希望の方にはお送りいたします。送付先（①郵便番号、②住所、③氏名、④お住まいの選挙区、⑤必要部数等）を明記のうえ、下記 E-mail 又は FAX でお申し込みください。

2. 脱原発基本法案の存在を広げ、地域社会に知らせてください。

法案に賛同する国会議員、自治体議員ほか、一人でも多くの人に脱原発法案を知らせ、賛同を募りましょう。

- ◆リーフレット「脱原発法をつくろう！」を作成しました。集会で配るなどご活用ください。
送付先（①郵便番号、②住所、③氏名、④必要部数、⑤よろしければ活用先）を明記のうえ、下記 E-mail 又は FAX でお申し込みください。
- ◆脱原発法制定全国ネットワークのシンボルマークのステッカーを作成いたしました。1シート（A4 大1、小6）を実費（100円）でお分けしています。詳細についてはお問い合わせください。
- ◆地域や団体で学習会などを開催してください。上記事務局にご連絡いただければ、講師を派遣するなどご協力します。

脱原発法案について詳しくは下記をごらんください

*公式ホームページ www.datsugenpatsu.org

近日中に、衆院選候補者の脱原発基本法への賛否の一覧を掲載予定です。

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

さくら共同法律事務所気付 ☎03-5511-4386 FAX 03-5511-4411

E-mail : datsugenpatuhonet@gmail.com

211120 版

脱原発法制定に向けて「脱原発法制定全国ネットワーク」

賛同のお願い

「脱原発法制定全国ネットワーク」は、今や国民的意思である原発ゼロ、再稼働反対の意思を国の政策として実現させるために、脱原発法の制定を呼びかけ、行動する市民団体です。2012年8月22日に立ち上げ、衆参与野党の国会議員に対して、脱原発法の必要性、重要性を訴えてまいりました。9月7日には「脱原発基本法案」を議員立法として衆議院に提出し、継続審議とすることができました。しかし、成立するまでにはまだまだ大きな壁があります。

次の衆議院選挙で脱原発の是非が大きな争点となることは必至です。脱原発政策を確実に実現するためには、議員候補者にこの脱原発法案への賛否表明をしてもらうことで、有権者がだれに投票したいかを手助けするツールとなると考えています。

今必要なことは、一つ一つの原発の再稼働を止めるだけでなく、これまで54基もの原発の設置を許可し、運転を認めてきた国の政策を、法律によって明確に方向転換することです。全国各地において、市民や地元選出の国会議員に、この法案についての理解を求めめるための活動をしていきたいと思ひます。各地で市民集会を開き、この法案に賛成することを約束した議員（候補者）にはポスターなどに「脱原発法をつくろう」のステッカーを貼っていただくことなども考えています。

3.11以降、日本全国で脱原発のデモが広がり、多くの人が集まっています。脱原発のためには、デモをはじめ、署名、訴訟、株主運動、ロビーイング、発言など様々な活動があります。脱原発への道のりは市民があらゆる知恵を出し合って進めていかなければなりません。

一日も早い原発ゼロへの行程をみなさまとともに進んでいきたいと思ひます。「脱原発法」実現に向けて活動を広げていくために、賛同団体・個人を募っております。みなさまのご協力を心より願ひします。

代表世話人

| | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|----------------|
| 河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会） | 鮎川ゆりか（千葉商科大学教授） | 飯田哲也（環境エネルギー政策研究所） | |
| 上原公子（元国立市長） | 内橋克人（経済評論家） | 宇都宮健児（前日弁連会長） | |
| 大江健三郎（作家） | 大林ミカ（環境活動家） | 小野寺利孝（福島原発被害弁護団共同代表） | |
| 鎌田慧（ルポライター） | 川野浩一（原水爆禁止日本国民会議議長） | 木村結（脱原発・東電株主運動） | |
| 坂本龍一（音楽家） | 桜井勝延（南相馬市長） | 瀬戸内寂聴（作家） | |
| 伴英幸（原子力資料情報室） | 三上元（湖西市長） | 満田夏花（FoE Japan） | |
| 武藤頼子（喫茶店経営） | 村上達也（東海村村長） | 村田光平（元スイス大使） | 吉原毅（城南信用金庫理事長） |

呼びかけ団体

原子力資料情報室 原水爆禁止日本国民会議 脱原発弁護団全国連絡会 フォーラム平和・人権・環境
日本消費者連盟 ふえみん婦人民主クラブ日本環境法律家連盟

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

（事務局長 海渡 雄一・事務局次長 只野 靖）

○ さくら共同法律事務所 TEL：03-5511-4386（事務局）03-5511-4400
FAX：03-5511-4411

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル16階

○ 東京共同法律事務所 TEL：03-3341-3133 FAX：03-3355-0445

Email:datsugenpatuhonet@gmail.com ブログ：http://datsugenpatuhonet.blog.fc2.com/

賛同費 団体 一口 2000円 個人 一口 1000円

郵便振替口座 00140-0-282496 「脱原発フォーラム」

賛同団体につきましては、ウェブサイト公表させていただきます。

✂

脱原発法制定全国ネットワークに賛同します。

団体.....(名称)

個人.....(お名前)

ご住所

〒

お電話.....FAX

E-mail.....@

脱原発法制定「政策契約書」への賛同・署名をお願いします

脱原発法制定全国ネットワーク

私ども「脱原発法制定全国ネットワーク」は、あらゆる政党から独立して、脱原発の実現を唯一の目的として活動する市民団体です。今日、日本国民の大多数が日本から原発をなくすことを望んでいるにもかかわらず、その声は政策に反映されていません。2012年8月22日の設立以降、私たちは「原発をやめるべきだ」という私たちひとりひとりの倫理的な判断を政治的な現実に転化していくためには、国会における法律化がどうしても必要」との考えから、「脱原発法」制定を国会議員に呼びかけてきました。

その結果、今年9月7日、102名の国会議員の賛成・賛同を得て、「脱原発基本法案」が議員立法として衆議院に提出され、継続審議となりました（賛成・賛同議員の政党・氏名は、裏面のリストをご覧ください）。現在103名が賛成・賛同議員となっています。

脱原発法を可決・成立させるためには、この法案を支持する議員が衆参両院で過半数を占める必要があります。今回の衆議院解散前現在、民主党議員の中で大飯原発の再稼働に反対する署名をした117名の議員（衆議院81名、参議院36名）。これに国民の生活第一、みんな、共産、社民、みどりの風を合わせても、残念ながら過半数には届いていないのが現状です。

大多数の国民の意思を具体的な政策の形で実施するためには、今回の総選挙で、この「脱原発基本法案」に賛同する候補者がさらに多く当選する必要があります。

そのために、衆議院議員選挙候補者である貴殿に、「脱原発基本法案」に賛同し、当選後に脱原発法案の早期成立のために全力を尽くすことを約束する脱原発法制定のための「政策契約書」への署名をお願いする次第です。ご署名いただいた場合、脱原発法賛成候補として、貴殿を「脱原発法制定全国ネットワーク」の公式ホームページで選挙民に広く公表させていただくほか、選挙運動で脱原発法制定推進候補であることを示すステッカー等を提供させていただきます。

詳細につきましては、添付いたしました下記の文書をご覧ください。

- リーフレット「脱原発法をつくろう！」
- 「脱原発基本法案」全文
- 脱原発法Q&A
- 政策契約書

「脱原発基本法案」への貴殿の賛同・署名のご意志をうかがうため、後ほどご連絡させていただきます。どうぞよろしくごお願い致します。

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

〒100-0011東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル16階 さくら共同法律事務所内
TEL:03-5511-4386(事務局専用)/03-5511-4400(さくら共同法律事務所代表電話)
FAX:03-5511-4411
email: datsugenpatuhounet@gmail.com
公式ホームページ: <http://www.datsugenpatsu.org>

「脱原発基本法案」に関わった国会議員一覧

(2012年9月24日午前10時現在)

衆議院提出者

- 国民の生活が第一・きづな
豊田潤多郎
樋高剛
牧義夫
松崎哲久
山岡賢次

- 渡辺浩一郎
- 社会民主党・市民連合
重野安正
服部良一
- 改革無所属の会
木内孝胤

- 減税日本・平安
小林興起
小泉俊明
- 新党大地・真民主
松木けんこう
浅野貴博

衆議院賛成者

- 国民の生活が第一・きづな
東祥三
石田三示
内山晃
大谷啓
加藤学
木村たけつか
京野公子
小林正枝
斎藤やすのり

- 菅川洋
玉城デニー
中後淳
萩原仁
畑浩治
三輪信昭
渡辺義彦
- 社会民主党・市民連合
阿部知子
照屋寛徳

- 中島隆利
吉泉秀男
- 減税日本・平安
佐藤ゆうこ
- 新党大地・真民主
石川知裕
- 無所属
土肥隆一

衆議院賛同者

- 民主党・無所属クラブ
阿久津幸彦
石毛えい子
泉健太
稲見哲男
逢坂誠二
大谷信盛
小原舞
梶原康弘
川内博史
菅直人
櫛淵万里
工藤仁美
近藤昭一
斉藤進

- 阪口直人
篠原孝
杉本かずみ
首藤信彦
高井崇志
橘秀徳
玉置公良
辻恵
辻元清美
道休誠一郎
永江孝子
中川治
橋本勉
初鹿明博
樋口俊一

- 平岡秀夫
松崎公昭
皆吉稲生
村越祐民
本村賢太郎
山口和之
山崎誠
山崎摩耶
山田正彦
吉川政重
柳田和己
- 国民の生活が第一・きづな
相原史乃
太田和美
瑞慶覧長敏

参議院賛同者

- 民主党・新緑風会
相原久美子
江崎孝
江田五月
小川敏夫
大河原雅子
岡崎トミ子
金子恵美
今野東
田城郁
ツルネンマルテイ

- 徳永エリ
那谷屋正義
福山哲郎
藤谷光信
松浦大悟
松野信夫
- みんなの党
小野次郎
- 社会民主党・護憲連合
福島みずほ

- 又市征治
山内徳信
吉田忠智
- みどりの風
谷岡郁子
- 新党大地・真民主
平山誠
- 無所属
糸数慶子

(以上)

政策契約書

(前文)

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆(ぜい)弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

このような観点から、脱原発法制定全国ネットワークと、衆議院議員選挙候補予定者である貴殿は、次回の衆議院議員総選挙に関して、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図り、脱原発基本法案の早期成立をめざすために下記の基本姿勢と政策契約内容について双方合意し、ここに政策契約を締結する。

脱原発法制定全国ネットワークは、今次選挙にあたり貴殿を脱原発法制定推進候補として公表する。

貴殿は、合意した基本姿勢・政策契約内容(裏面記載)を、誠実に国政に反映するよう全力を尽くすことを確認する。

なお、本契約書は2通作成し、脱原発法制定全国ネットワークと貴殿が署名捺印の上、それぞれ1通ずつ保管する。

2012年 月 日

衆議院議員選挙立候補予定者

印

脱原発法制定全国ネットワーク代表世話人

河合弘之 印

(基本姿勢)

1、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、脱原発基本法案の早期成立をめざすことを約束する。

2、脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることを確認し、公表する。

(政策契約内容)

1、脱原発基本法案について

本合意において、脱原発基本法案とは2012年9月に衆議院に提案された脱原発基本法案をいう。

2、法案への賛成

衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、衆議院選挙で当選した時は、国会審議において脱原発基本法案の成立のために誠実に努力する。

3、賛同議員であることの公表

脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることをマスコミ等に公表し、HPその他の宣伝媒体に表示する。

4、脱原発法ステッカーの使用

脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、自らの選挙ポスターなどに脱原発法制定全国ネットワーク作成の脱原発法ステッカーの使用を認める。

以上

脱原発基本法案

東日本大震災における原子力発電所の事故から学び取るべきものは何か。世界で唯一の原子爆弾の被爆国でありながら、虚構の安全神話の下で推進してきた我が国の電力政策の見直しは、その重要な課題であることは論をまたない。

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆(ぜい)弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

一方、今後の我が国は、低炭素社会を目指すとともに経済の活力を維持することが不可欠である。省エネルギーを一層推進すること、再生可能エネルギー電気を普及させること、発電方式等を高効率化すること、エネルギーの地産地消を促進すること等と併せ、原発立地地域の経済雇用対策も重要である。

このような状況に鑑み、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を早期に確立することは緊要な課題である。

ここに、我々は、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図るため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生ずること及び経済社会に及ぼす被害が甚大になること、原子力発電の利用を継続した場合に使用済燃料（原子炉において燃料として使用された物質をいう。以下同じ。）の長期にわたる保存及び管理が一層困難となること等に鑑み、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立することをいう。

2 この法律において、「再生可能エネルギー電気」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(基本理念)

第三条 脱原発は、遅くとも、平成三十二年から平成三十七年までのできる限り早い三月十一日までに実現されなければならない。

2 脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギー（エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。）が一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。

3 脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域の経済への影響については、その発生が国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。

4 脱原発を実現するに際し、発電の用に供する原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならないものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するための施策を総合的に策定し、脱原発を実現するため、省エネルギーの推進並びに再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という。）の損失に適切に対処する責務を有する。

2 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電所が立地している地域及びその周辺

地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、エネルギー産業における雇用機会の拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有する。

(原子力電気事業者等の責務)

第六条 原子力電気事業者等は、第三条の基本理念にのっとり、第八条第一項に規定する脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(脱原発基本計画)

第八条 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならない。

2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 発電の用に供する原子炉の運転の廃止に関する事項

二 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置（省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。）に関する事項

三 再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大並びにエネルギー源の効率的な利用に関する事項

四 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施に関する事項

五 発電、変電、送電又は配電の用に供する施設によって構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体制の改革に関する事項

六 発電の用に供する原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項

七 原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項

八 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項

九 発電の用に供する原子炉の廃止に関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護等のための措置に関する事項

十 発電の用に供する原子炉の廃止及び前号に掲げる事項に係る原子力に関連する技術並びにその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項

十一 その他脱原発の実現に関し必要な措置に関する事項

3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）と協議するものとする。

5 原子力規制委員会は、前項の規定により内閣総理大臣に協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならない。

6 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、脱原発基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、脱原発基本計画の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

脱原発法Q & A (Ver.3)

脱原発法制定全国ネットワーク

Q1 脱原発法案の基本理念はどういうものですか。

A 法案の基本理念は「脱原発は、遅くとも2020年から2025年までのできる限り早い3月11日までに実現されなければならない。／脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギー(エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。)が一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。／脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域の経済への影響については、その発生が国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。／脱原発を実現するに際し、発電の用に供する原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転(運転の再開を含む。)をしてはならないものとする。

そして、「国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならないこと。／2政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。」を定めることとします。

Q2 脱原発基本計画の中で脱原発をどうやって実現するのですか。

A 具体的な政策は脱原発基本計画の中で定めることとしています。

法案の第8条が法案の核となる規定です。「政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画(以下「脱原発基本計画」という。)を定めなければならない。」としています。そして、「2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 発電の用に供する原子炉の運転の廃止に関する事項」と定め、各原発の廃炉の順序、時期などは基本計画の中で決めていくこととしています。

基本計画は8条3項で、「内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」とし、これを閣議決定することとし、安易に計画が変更されることのないよう縛りをかけています。

Q3 発電電分離や再生可能エネルギーなどについても規定するのですか。

A 電力の安定的な供給、発電電分離・電力系統強化等の電力システムの改革や再生可能エネルギーとの拡大・天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大・エネルギー源の効率的な利用に取り組みます。天然ガスの利用はある程度のCO2の排出を伴いますが、天然ガスコンバインドサイクル発電は、化石燃料の中でも単位電力あたりの排出量は比較的少なく、代替エネルギーの現実性が脱原発政策の実現可能性と直結することから、法案に明記することとしました。

「二 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置(省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。)に関する事項

三 再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大並びにエネルギー源の効率的な利用に関する事項

四 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施に関する事項」

Q4 廃炉に伴う電力会社に対する補償や使用済み燃料の再処理については、どのように規定するのですか。

A 使用済み燃料の保存及び管理の進め方に関する事項を基本計画において定めることとしています。ネットワークは当初再処理は停止し、直接処分を進めることとし、この点を盛り込んだ法案を提案しましたが、提出会派内に、今後も再処理を進めるかどうかについて様々な議論があったため、再処理の停止を明記することは見送られています。しかし、「使用済み燃料の保存及び管理の進め方に関する事項」を基本計画に盛り込むこととされており、再処理を行うことは書かれていません。再処理は継続しないことが法の目指す方向性であることは明らかだと考えます。

廃炉について電力会社に補償をするだけでなく、地域雇用機会の創出と地域経済の健全な発展なども明記し、原発立地に協力してきた地域の今後の経済にも配慮することを規定しました。

「五 発電、変電、送電又は配電の用に供する施設によって構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体

制の改革に関する事項

六 発電の用に供する原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項

七 原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項

八 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項

九 発電の用に供する原子炉の廃止に関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護等のための措置に関する事項

十 発電の用に供する原子炉の廃止及び前号に掲げる事項に係る原子力に関連する技術並びにその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項

十一 その他脱原発の実現に関し必要な措置に関する事項

Q5 過去に脱原発法を求める市民運動が取り組まれ失敗したと聞きますが本当ですか。

A 1986年4月のチェルノブイリ原発事故後に、日本の原発反対運動が大きく高揚したことがあります。1988年4月の「原発とめよう!! 万人行動」には2万人が集まり、銀座をパレードした。集会では高木仁三郎氏らから「脱原発法制定運動」が提案され、請願署名と超党派の議員立法によって脱原発法の制定を目指すこととなりました。1988年10月には脱原発法制定にむけて100万人署名運動が提起され、1989年12月「脱原発法全国ネットワーク」が結成されました。350万筆の署名が国会に提出され、社会党の小沢克介、五島正規議員らの脱原発法私案なども公表されましたが、国会提出に至らず、脱原発法制定は果たされなかったのです。多数の署名が集められたにもかかわらず、法案の提出ができなかったことが市民の失望感につながったことは否めません。今回法案提出を急いだのはこの点への配慮もあります。

この時に署名の対象として提案された法案骨子は「建設中、計画中の原発については、建設、計画の続行を認めずただちに廃止とする。」「現在運転中の原発については、法案成立後一定の期間内(たとえば1年)に順次運転を停止させ廃炉とする。危険の少ない廃炉措置のための研究は認める。」「ウラン濃縮工場、核燃料加工工場、再処理工場等核燃料サイクル施設は、運転中のものはただちに停止しその後廃止することとし、建設・計画中のものは中止とする。」「原子力船の開発も中止とする。」「放射性廃棄物については、地下処分、海洋投棄など管理不可能な状態に置くことは絶対に認めず、管理可能な状態で発生者の責任において管理するものとする。」「政府は原発に依存せず、環境を破壊しないエネルギー政策を責任もって立案する。」というものでした。

Q6 20年前には国会に法案を出せなかったようですが、今回は国会に法案を提出できる目途があるのですか。

A 8月22日のネットワークの設立時の提案に当たっても、提出できる目途があると申し上げました。

私たち市民は国の主権者であり、私たち市民団体がイニシアティブをとり、各政党に呼びかけ、脱原発法案への賛同を求めていくことで、各政党の政策の違いをすりあわせ、国会に法案を提出し、成立させていくことができると考えたからです。

8月29日の院内集会には与野党含めて41名、9月4日の院内集会には35名の国会議員本人が参加されました。そして、9月7日ついに102名の国会議員の賛成・賛同を得て、脱原発法が衆議院事務総長に提出され、継続審議となりました。短い期間ではありましたが、法案の内容をめぐる濃密な討論がなされ、当初の提案にさまざまな修正がなされ、提案にいたりました。

正式には、法案は13名の提出者(国民の生活が第一、社民党、新党きづな、減税日本、新党改革、新党大地・真民主の六会派)によって、23名の提出会派と無所属議員(土肥隆一氏)を含む賛成者を得て提出されました。法案提出の記者会見に際して、全国ネットワークは、この法案提出に会派としては参加できませんでしたが、民主党議員(55名)、みんなの党、みどりの風、無所属議員(糸数慶子氏)など合計で66名の賛同議員名簿を公表しました。その後も賛同者は増えており、詳細は全国ネットワークのHPに掲載しています。

法案提出時に、衆院第2議員会館で記者会見したノーベル賞作家の大江健三郎さんは「議員が個人の意思を発揮して法案提出されたことに改めて希望を持った」「国民、市民が(原発に)反対の意思をはっきり示すしかない」と強調しました。河合弘之弁護士は「盛り上がった運動の成果を固定化させたい」と思い、法案の提出に取り組んだ。提出の次はこの法案を武器に次の選挙の大きな争点とし、賛同議員を大幅に増やして法案成立を求めた活動を強めたい。」と報告しました。弁護士の宇都宮健児さんは「市民と議員の協力で国会に法案を提出できたことは画期的だ。次は国民運動を巻き起こして、この法案を現実に成立させなければならない」と述べました。鎌田慧さんは「さようなら原発1000万人署名をしな

がら、どうやってさよなら原発を現実のものにしようかと考えてきた。法案提出でゴールが見えてきた」と述べました。原子力資料情報室の伴英幸代表は「情報室の前代表である高木仁三郎が1988年に脱原発法の制定を呼びかけたときには、350万人以上の署名を集めても法案の提出に至らなかった。法案提出にこぎ着けたことは感慨深い。」と述べました。

Q7 この運動は政党とどのような関係をつくるつもりですか。

A この運動は国会に法律案を提案し、その可決を求めて活動するのですから、政治に関わらざるを得ません。提出会派や賛同議員のご協力には深く感謝しています。しかし、自立した市民運動として、あらゆる政党からは独立して脱原発の実現を唯一の目的として活動することとします。

そして、脱原発を志向する政党とは、緊密に連携を図り、提出できた法案の早期の成立や法案に賛成・賛同される議員を増やしていくため協働していくことを目指します。

Q8 今、ほとんどの原発の運転が停止しており、大飯3, 4号機の停止さえできれば即時に脱原発も可能はずです。脱原発法は、2025年までの原発の運転を認め、再稼働も容認しているように見えます。

A 脱原発法は、大飯3,4号機などの原発再稼働を容認するものではありません。法案には基本理念の部分で、個別の原発の再稼働は、最新の科学的知見に基づいて原子力規制委員会が定める技術上の基準に合格することが最低限の条件であることを明記しました。私たち脱原発弁護団全国連絡会は福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策もとられていないのに原発の再稼働をすることに強く反対し、すべての原発の再稼働を止めるための訴訟に取り組んできました。規制委員会のトップに原子カムラの人々が選任されることを阻止するための活動にも取り組んできました。

原子力規制委員会は、事故原因を踏まえて原子炉の耐震設計審査指針などの安全基準を見直し、これに基づく審査を経なければ再稼働を認めない姿勢を示しています。

この姿勢を貫けば、大飯3,4号機は当然運転を停止すべきですし、大間原発の建設の再開もあり得ないはずですが。私たちも福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策も執られていないのに原発の再稼働をすることには断固として反対です。再稼働を止めるためのデモや住民投票や訴訟などあらゆる活動に取り組みます。

今必要なことは、一つ一つの原発の再稼働を止めるだけでなく、これまで54基もの原発の設置を許可し、運転を認めてきた国の政策を、法律によって明確に方向転換することだと考えます。日本が国として脱原発政策を選択し、廃炉や立地地域の産業復興などに国を挙げて取り組むためには、再稼働を止めるだけでは不十分であり、国会の多数による法律という形での決定を避けてとおることはできないのです。

この点が、再稼働に反対する活動だけでなく脱原発法の制定が必要な根本的な理由です。

大江健三郎さんは、ネットワークの結成時の会見で、「小説を書いている人間として、一人の市民として、原発は根本的な倫理に反するものだと申し上げてきた。私たち、今生きている人間の根本的なモラルは、次の世代の人間が生きていくことを妨害しないことだ。そのためには原発をすぐにやめなければならない。大飯原発の再稼働を許したじゃないかと言う、敗北感、無力感を、強く感じながら、私はこの夏を過ごしていた。脱原発法は、遅くとも2020~25年には脱原発を実現するという、根本的でありながら、現実的な政策だ。」と述べられました。

ドイツにおいても、福島原発事故後に2011年5月に国民的なコンセンサスによって2022年までの脱原発が国の方針となったが、2011年7月に原子力法を改正しています。2022年までに国内17基の原発を停止する内容で、福島第1原発の事故後、運転を停止している旧式の8基はこのまま閉鎖し、残る9基については、15、17、19年に各1基、21、22年に各3基を順次停止していくことが確認されています。

2012年6月に750万人を超える署名を提出した「さようなら原発1000万人アクション」の署名の趣旨は「原子力発電所の新規計画を中止し、浜岡をはじめとした、既存の原子力発電所の計画的な廃炉を実施することを求めます。／もつとも危険なプルトニウムを利用する、高速増殖炉「もんじゅ」および核燃料再処理工場を運転せず、廃棄することを求めます。／省エネルギー・自然エネルギーを中心に据えた、エネルギー政策への転換を早急に始めることを求めます。」というものでした。

原発をやめるべきだという私たち一人一人の倫理的な判断を政治的な現実に変化していくためには、国会における法律がどうしても必要なのです。全国で個々の原発の危険性を主張して訴訟や住民投票条例の制定、デモや署名などで再稼働反対に取り組むことと、脱原発法制定に取り組むことは同じ目標のためのひとつつながりの活動であり、互いに矛盾するものではないのです。この点に自信を持って取り組んでいきたいと思えます。

もちろん、法律に定めた期限は「遅くとも」であり、「即時ゼロ」を目指す運動や政党とも協力し、これを前倒して実現できるように、全力を尽くします。

Q 9 なぜ、ネットワークは法案提出を急いだのか。政党間の政策のすりあわせのための十分な時間がとれなかったのではないか。

A ネットワークは8月22日の立ち上げ以降、今国会中の法案提出を目的に大車輪で活動してきました。一部に拙速ではないかという批判もある中でこのような方針をとった理由は、秋以降の早い時期に衆院解散が実施され、総選挙では今後の原子力政策が大きな争点となるにもかかわらず、各政党、候補者の政策は明確でなく、明確な争点を提示する必要があると考えたからです。有権者・市民が年限の明らかでない「脱原発依存」政策と脱原発時期を明記した法案に賛成を表明している政党・候補者を見分けられることが決定的に重要です。衆院選が近づくとつれて各政党間の対立は激化し、超党派の合意はより困難になっていく傾向にあります。衆院選後の国会で脱原発政策を確実に実現するためのツールとするためには、法案をこの国会会期中に提案しておく必要があると考えたのです。

また、このような法案を提出する作業は原発推進勢力との闘いです。脱原発志向の政党にも原発を推進する国会議員が所属されており、中央官庁、電力会社や経済界などが全力でこれを妨害しようとしてきます。時間をかけて討論することは、このような妨害を強めることにもつながりかねません。政治は勢いであり、今回はスピードが必要な場合だったと考えています。

国会に提出された法案は、いつでも議員の合意によって修正が可能です。国会の内外で、脱原発法の内容を豊富で強力なものにしていくための討論を継続し、必要があれば、提出された法案の修正も求めていきたいと思えます。

Q 10 脱原発法に賛同する議員は衆議院でも参議院でも過半数には届かないのではないか。提案はできても、否決されて終わりではないか。

A 法案をリトマス試験紙として次の選挙での投票行動を選択できます。

確かに今の国会の構成では過半数に届いていません。法案の提出・賛同議員は102名に過ぎません。民主党議員の中で大飯原発の再稼働に反対する署名をした議員は117名（衆議院81名、参議院36名）です。それに国民の生活第一、みんな、共産、社民、緑の風を合わせても衆議院、参議院の過半数には届きません。

しかし、通常国会の最後の日に脱原発法案を提出することができました。現に提案されている法案への賛否に答えることは国会議員にとっての責務といえるでしょう。

このことの市民にとっての意味は、法案への賛否を明らかにし上で、次の衆議院総選挙で投票先を決めることができるということです。そうすれば、私たち有権者は原発推進の政党や抽象的な「脱原発依存」を掲げるだけの政党と明確な「脱原発法」に賛同する政党とを区別することができます。

このように法案をリトマス試験紙として真に脱原発政策を実現する政党かどうかを有権者が見分けた上で投票できるようになるのです。そして、わたしたちが賢い有権者として主権を行使できれば、次の総選挙の後には脱原発法に賛同する政党で多数派を取り「脱原発連立政権」を作り、脱原発法の制定を実現することは夢ではありません。

Q 11 この運動は国会ロビー活動が中心のようにみえますが、市民は次の総選挙で、この運動にどのような形で関わることができますか。

A わたしたちは、国会ロビー活動にも取り組みますが、それ以外にも市民が主体的に関われる活動にしていきます。

「国策としての原発推進を転換させるため、このような活動を期待していた。各地でどのように活動したらよいか、方法を教えてほしい。」という積極的な声がネットワークに寄せられています。ネットワークとしては、脱原発法に賛同した議員に提供するステッカー、脱原発法政治契約、運動マニュアルなど各地の脱原発運動がこの法律をツールとして活動する時の「パッケージ・ツール」を作りました。これを全国に広めたいと考え、賛同団体を募っています。

選挙の日程が決まったら、その候補者に法案への賛否を明らかにするよう求め、その結果を有権者に知らせていくことが重要な活動となります。選挙が公示された後は、公職選挙法の枠内となりますが、脱原発法を支持する候補が当選できるよう、さまざまな活動に取り組むことができます。

次の選挙が終了した時点で、国会内の脱原発勢力の状況によって今後の活動方針は変わってくるでしょう。

脱原発法案は選挙の際に各政党と候補者の立場を明確化させ、選挙後の政治活動について有権者と約束を交わしておくための有力にツールとなりうると思えます。